

○高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成6年1月1日

規則第1号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

（環境美化重点地域の告示）

第1条の2 条例第6条の3第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 指定日、変更日又は廃止日
- （2） 指定、変更又は廃止に係る区域

（再生利用の対象として規則で定めるもの）

第1条の3 条例第7条の3に規定する再生利用の対象として規則で定めるものは、紙類、布類、瓶類、缶・金属類及び家電品（家庭生活の用に供する電気機械器具であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器に該当しないものをいう。以下同じ。）とする。

（指導及び勧告）

第1条の4 条例第7の4規定による指導は口頭により、同条の規定による勧告は勧告書（第1号様式）により行うものとする。

（措置命令）

第1条の5 条例第7条の5の規定による措置命令は、命令書（第1号様式の2）により行うものとする。

（多量排出事業者）

第2条 条例第8条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる事業者は、次に掲げる者とする。

- （1） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
- （2） 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- （3） その他市長が必要と認める者

（一般世帯）

第3条 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める一般世帯とは、次に掲げるものを除く一般家庭とする。

- （1） 共同便所を使用する世帯。ただし、市長が認定するものを除く。
- （2） 便槽が小さく1月に1回を超えて収集する必要のある世帯
- （3） 構造不良便槽で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯
- （4） 自家営業世帯及びこれに類する世帯並びに集会等で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯
- （5） 便槽で洗浄水を使用するため多くの排出量がある世帯

(定期収集)

第3条の2 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める定期収集とは、週、月その他あらかじめ設定した一定の期間でもって定期的に収集することをいう。

(手数料の特例)

第4条 条例別表2の(1)備考6に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 新たにし尿の処理を開始し、又は廃止したとき。
 - (2) 台風等豪雨により、床下以上の浸水があり、便槽が満水し、又はそれに類する状況となり、市長が当該地区を指定したとき。
- 2 前項第2号に規定する浸水があると認められるときは、収集しようとする者は、当該設備の占有者と協議して、浸水の事実を確認の上計量しなければならない。
- 3 第1項第2号の場合における手数料のうち、360リットル以内の手数料並びに条例別表2の(1)備考7及び8に規定する特別収集手数料は、条例第13条の規定により免除する。

(特別収集手数料の加算)

第4条の2 条例別表2の(1)備考8に規定する特別収集手数料の加算については、水洗便所に改造しなければならない期間の満了する日の属する月の翌月以後の収集から行うものとする。

(手数料の徴収方法)

第5条 条例別表2の(1)の手数料のうち、し尿に係るものの徴収については、別に定める。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に係る条例別表2の(2)に定める手数料については、各月ごとに、前月に処理したものについて徴収する。
- 3 前項に規定する手数料の徴収は、納入通知書によることとし、その納期限は各月の末日とする。
- 4 第1項及び第2項に規定する手数料以外の手数料については、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(手数料の減免手続)

第6条 条例第13条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、市長に減免申請書(第1号様式の3)を提出しなければならない。ただし、次に定める者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者
- (2) 第4条第3項の適用を受けようとする者
- (3) その他市長が特別の事由があると認めた場合

(一般廃棄物処理業等の許可等の申請)

第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の規定による許可若しくは許可の更新(以下「許可等」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業 許可・許可更新 申請書(第2号様式)
- (2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業 許可・許可更新 申請書(第3号様式)

(許可等)

第8条 市長は、許可等の決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可証を交付する。

(1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業許可証（第4号様式）

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可証（第5号様式）

2 市長は、許可等に当たっては、許可条件を付するものとする。

3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前条の申請書に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめその事由を付して市長に協議し、承認を受けなければならない。

4 許可業者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可条件の変更)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条第2項の許可条件を変更することができる。この場合、事前に書面をもって許可業者に通知する。

(営業の休止及び廃止)

第10条 許可業者は、その営業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(組合等の届出)

第11条 許可業者が組合等を設立したときは、その規約等及び構成員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出事項に変更を生じたとき又は解散したときは、速やかに届け出なければならない。

(施設、器材の検査)

第12条 許可業者は、積換場、処理場、車庫、車両、器材等（以下「施設等」という。）について2年ごとに市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査に合格したものについて、検査証（第6号様式）を交付する。

3 前項の検査証は、適当な箇所に表示しなければならない。ただし、車両については、検査証を備え付けるとともに許可車である旨の表示をしなければならない。

(従業員証)

第13条 許可業者は、従業員が業務に従事するときは、従業員証（第7号様式）を携帯させなければならない。

(検査証の再交付)

第14条 許可業者は、第12条第2項の検査証を亡失し、又は毀損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の返納)

第15条 許可業者は、許可等の期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、許可証をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。

2 許可業者は、許可を取り消されたとき又は第12条第1項の検査の期間が満了したとき若しくは検査が不合格

となった施設等があるときは、既に交付を受けた検査証の全部若しくは一部をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。

- 3 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、分割し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人、分割により許可に係る営業を承継する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び検査証を返納しなければならない。

(審議会の委員)

第16条 高知市廃棄物処理運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公益を代表する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 廃棄物再生事業者を代表する者
- (5) 許可業者を代表する者
- (6) 知識、経験を有する者

(審議会の職務)

第17条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の推進に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が委嘱されたときにおける当該職を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審議会)

第20条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の幹事等)

第21条 審議会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会において意見を述べることができる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、環境部新エネルギー・環境政策課において行う。

(委任)

第23条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

3 春野町の編入の日前に春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成13年春野町規則第3号）の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則（平成7年10月1日規則第73号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第75号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成12年4月1日規則第16号）抄

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

9 第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正前の規則の規定による様式は、第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成12年4月1日規則第52号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日規則第68号）抄

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月1日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に交付された浄化槽清掃業許可証の様式については、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5号様式にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式は、新規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成18年10月1日規則第111号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第50号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に処理されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理されたものに係る手数料については、な

お従前の例による。

附 則（令和3年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月6日規則第164号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和7年4月1日規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第13条の規定により発行された従業員証は、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条の規定により発行された従業員証とみなす。

3 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

(表)

第1号様式

勸告書

あなたは、下記のとおり高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第7条の3の規定に違反し、収集又は運搬が禁止されている資源ごみ（紙類、布類、瓶類、缶・金属類及び家電品）を収集し、又は運搬したので、同条例第7条の4の規定により、下記の措置を講ずるよう勸告します。

年 月 日

高知市長 印

記

勸告の原因となる事実等

1 日 時	年 月 日 () 時 分頃
2 場 所	高知市
3 違反行為	資源ごみを上記場所から収集 運搬した。
4 被勧告者の車両 番号	
5 被勧告者の特徴 又は住所及び氏名	
6 勧告の内容	☐ 資源ごみの収集運搬をしないこと。 ☐ その他 ()

(裏)

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (抜粋)

(収集又は運搬の禁止)

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬（以下「収集運搬」という。）の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの（以下「資源ごみ」という。）については、これを収集運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 (抜粋)

(再生利用の対象として規則で定めるもの)

第1条の3 条例第7条の3に規定する再生利用の対象として規則で定めるものは、紙類、布類、瓶類、缶・金属類及び家電品（家庭生活の用に供する電気機械器具であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器に該当しないものをいう。以下同じ。）とする。

(表)

第1号様式の2

第 号

様

命 令 書

あなたは、下記のとおり高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第7条の3の規定に違反し、収集又は運搬が禁止されている資源ごみ（紙類、布類、瓶類、缶・金属類及び家電品）を収集し、又は運搬したことについて勧告を受けたにもかかわらず当該勧告に従わないため、同条例第7条の5の規定により、下記の措置を講ずるよう命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同条例第21条の規定により20万円以下の罰金に処されることがあります。

年 月 日

高知市長

印

記

命令の原因となる事実等

1 日 時	年 月 日 () 時 分頃
2 場 所	高知市
3 違反行為	収集 資源ごみを上記場所から した。 運搬
4 被命令者の車両 番号	
5 命令の内容	☐ 資源ごみの収集運搬をしないこと。 ☐ その他 ()

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏)

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (抜粋)

(収集又は運搬の禁止)

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬（以下「収集運搬」という。）の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの（以下「資源ごみ」という。）については、これを収集運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第7条の5 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(罰則)

第21条 第7条の5の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第 1 号様式の 3

減 免 申 請 書	
年 月 日	
高知市長	様
住 所	
申請者	
氏 名	
高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条の規定により、 () 手数料の減免を申請します。	
記	
1 減免する手数料	円
2 減免する量	
3 減免理由	

第2号様式

一般廃棄物処理業許可更新申請書
(し尿、ごみ又は浄化槽に係る汚泥)

年 月 日

高知市長 様

申 請 者

住 所

氏名又は名称

代表者名

生年月日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 営業所の所在地
- 2 取扱廃棄物及び収集運搬処分の別
- 3 廃棄物の積換場、処理場、車庫等の所在地、構造仕様書及び付近の見取図
- 4 作業用具の種類及び数量
- 5 従業員の数
従業員名簿（住所、氏名及び生年月日）別紙のとおり
- 6 収集運搬及び処分の方法並びに作業計画
- 7 作業区域
受持件数
1日作業能力
- 8 取扱い料金
- 9 その他市長が指定する書類

※ 法人にあつては、定款の写し及び登記簿謄本を添付すること。

第3号様式

浄化槽清掃業許可更新申請書

年 月 日

高知市長 様

申 請 者

住 所

氏名又は名称

代表者名

生年月日

浄化槽法第35条の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

- | | |
|---------------------|--------|
| 1 営業所の所在地 | |
| 2 浄化槽清掃器材表 | 別表のとおり |
| 3 従業員名簿 | 別表のとおり |
| 4 浄化槽管理者の資格を有する証の写し | 別表のとおり |
| 5 受持件数 | |
| 6 浄化槽清掃手数料 | |
| 7 その他市長が指定する書類 | |

※ 法人にあつては、定款の写し及び登記簿謄本を添付すること。

第4号様式

一般廃棄物処理業許可証

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

高知市長 印

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により次のとおり許可する。

記

- 1 許可期間
- 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 2 一般廃棄物の種類
- し尿・ごみ・浄化槽に係る汚泥
- 3 収集区域
- 4 収集車両
- 台
- 5 その他の許可条件

第5号様式

浄化槽清掃業許可証

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

高知市長 印

年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条の規定により次のとおり許可する。

記

- 1 許可期間 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 2 浄化槽清掃業を行うことのできる区域
- 3 その他の許可条件

第6号様式

検 査 証 （第 号）

一般廃棄物処理業者名

浄化槽清掃業者名

この施設等は、一般廃棄物処理施設等として検査に合格したものである。
浄 化 槽 清 掃

年 月 日

高知市長 印

第7号様式

(表)

従業員証		No. _____
氏名 生年月日	代表者印	写真 ちよう付
うえの者は、当社の従業員であることを証する。		
年 月 日		
高知市一般廃棄物処理業許可業者又は 高知市浄化槽清掃業許可業者		
所在地		
社 名		
代表者名		

(裏)

遵 守 事 項
・ 業務に従事するときは、従業員証を携帯し、関係職員又は業務依頼者から請求 があったときは、直ちに提示すること。
・ 従業員証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。